別表の一の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十六年五月十三日」を「平成二十七年八月六日」に改め、同表の五の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十七年三月十日」を「平成二十七年八月六日」に改め、同表の九の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十二年九月二十八日」を「平成二十七年八月十八日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十二年十月四日」を「指定をした日」に改め、同表の二十の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十四年九月四日」を「平成二十七年八月十八日」に改め、同表の十七の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十六年八月六日」を「平成二十七年八月十八日」に改める。

○国土交通省告示第九百六十号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地

二　変更する年月日

平成二十七年九月十四日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

札幌アイアンドアイ事務所　北海道札幌市中央区北二条西一丁目一番地

○防衛省告示第百六十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年九月三日（予備、同月四日）の〇五三〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年九月四日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年九月九日及び同月十日（予備、同月十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年九月十四日（予備、同月十五日から同月十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年九月九日及び同月十四日（予備、同月十日から同月十三日及び同月十五日から同月十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで